寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第26号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第3項第2号中「満12歳」を「満15歳」に改める。 第6条中「乳幼児」を「乳児又は幼児等」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」 という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に 受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行 日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。